

公益財団法人日下部・グリフィス学術・文化交流基金  
助成対象事業の選定に関する審査委員会要項

(目的及び設置)

第1条 公益財団法人日下部・グリフィス学術・文化交流基金定款第4条に規定する事業を行うに当たり、助成対象事業の選定について審議するため、理事会の下に審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもつて組織する。

- |                          |    |
|--------------------------|----|
| (1) 福井県総務部大学・私学振興課職員     | 1名 |
| (2) 福井市教育委員会学校教育課職員      | 1名 |
| (3) 福井県立藤島高等学校教員         | 1名 |
| (4) 公益財団法人福井県国際交流協会事務局職員 | 1名 |
| (5) 公益社団法人福井青年会議所職員      | 1名 |
| (6) 福井県立大学教員             | 1名 |
| (7) 福井工業大学教員             | 1名 |
| (8) 福井大学学務部長             | 1名 |

2 前項各号の委員は、理事長が委嘱する。

3 理事長は、委員会に陪席する。

(任期)

第3条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員のうちから互選する。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(会議の開催)

第5条 委員会は、原則として年1回開催するものとする。ただし、必要と認めるときは随時開催することができる。

(議事)

第6条 委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ議事を開くことができない。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(雑則)

第8条 この要項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要項は、公益財団法人日下部・グリフィス学術・文化交流基金の設立の登記の日（平成26年4月1日）から施行する。

附 則

この要項は、平成28年3月3日から施行する。

附 則

この要項は、平成29年3月6日から施行する。

附 則

この要項は、平成30年2月22日から施行する。

附 則

1 この要項は、平成30年11月6日から施行する。

2 改正後の第2条第1項については、第3条第1項の規定に関わらず平成32年3月31日までの任期とする。